

別表（第4条関係） 富里市国民健康保険税減免基準

区分		減 免 割 合			減免対象保険税	必 要 書 類		摘 要	
第1号事由	災害により納税義務者等の所有する土地、家財及び財産等に甚大な損害を受けた場合	前年の総所得金額	損 害 程 度			り災証明書、損害額を証する書類、その他必要書類	被害程度の認定は、消防署長等公的機関が発行する証明書等によるものとする。損害割合は、損害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く）を損害前の資産価格で除した割合とする。		
		5 0 0万円以下	1 0 0%	3 0 %以上 5 0 %未満					
		7 5 0万円以下	5 0%	2 5%					
		1 0 0 0万円以下	2 5%	1 2 . 5%					
第2号事由	災害により、納税義務者等が死亡又は障害者となった場合	死亡した場合	1 0 0%		り災証明書、障害者であることを証明する書類等、その他必要書類	障害者とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。			
		障害者となった場合	9 0%						
第3号事由	災害により、農作物等に著しい被害を受けた場合（納税義務者等の農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く。）	前年の総所得金額	減 免 割 合		農作物の被害額等を証明する書類等、その他必要書類	農産物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物等による収入額の10分の3以上であること。			
		3 0 0万円以下	1 0 0%						
		4 0 0万円以下	8 0%						
		5 5 0万円以下	6 0%						
		7 5 0万円以下	4 0%						
		1 0 0 0万円以下	2 0%						
第4号事由	解雇、倒産等による失業（条例第24条の2に規定する特例対象被保険者等に対する軽減措置を適用する場合を除く。）、事業における著しい損失、休業、廃業又は疾病、負傷等による長期に渡る就労不能等その他これらに類する理由により、その年の所得が前年に比して著しく減少する見込みの場合	前年の総所得金額	減 少 割 合		給与証明書等、診断書等、その他必要とする書類	1 減少割合＝（1－当該年中の所得見込額÷前年の総所得金額）×100 2 当該年中所得見込額には、非課税所得（失業保険、遺族年金等）を含む。 3 医療費支出の場合は、前年の所得と医療費の支出額との比較による。なお、医療費支出額は保険金等で補填される金額を除く。			
			9 0 %以上	7 0 %以上			5 0 %以上		
		3 0 0万円以下	1 0 0%	9 0%			8 0%		
		4 0 0万円以下	8 0%	7 0%			6 0%		
		5 5 0万円以下	6 0%	5 0%			4 0%		
		7 5 0万円以下	4 0%	3 0%			2 0%		
		1 0 0 0万円以下	2 0%	1 0%			5%		
		第5号事由	盗難、横領等により納税義務者等の所有する財産に甚大な損害を受けた場合	前年の総所得金額			減 少 割 合		盗難受理証明書等、その他必要とする書類
9 0 %以上	7 0 %以上				5 0 %以上				
3 0 0万円以下	1 0 0%			9 0%	8 0%				
4 0 0万円以下	8 0%			7 0%	6 0%				
5 5 0万円以下	6 0%			5 0%	4 0%				
7 5 0万円以下	4 0%			3 0%	2 0%				
1 0 0 0万円以下	2 0%			1 0%	5%				
第6号事由	貧困その他の事由により、生活が著しく困窮している場合	1 0 0%			給与証明書等、診断書等、その他必要とする書類	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき選出する最低生活費を準用する。			
第7号事由	少年院、刑務所その他これらに準ずる施設に収容され、又は拘禁されている場合等で国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条各号のいずれかに該当することにより、給付制限を受ける場合	1 0 0%			減免事由が生じた日の属する月から減免事由の消滅した日の属する月の前日までの保険税額	在所証明書等の証明書類	一月を超えて、給付制限を受けた期間の当該被保険者に係る保険税額		
第8号事由	その他市長が特に減免の必要があると認めた場合	市長が定める			市長が定める	市長が定める			

※減免については、上記各号のいずれかに該当し、生活が著しく困窮し資力が将来回復する見込みがなく、かつ、生活に活用すべき財産もないため、保険税を納付することが困難であると

認められる場合について、納税義務者等が納付すべき保険税を減免するものとする。

※共通必要書類：減免申請書、収入・無収入申告書、資産申告書、資産等調査に関する同意書（第7号事由を除く。）